

## ○西いぶり広域連合げんき館ペトル条例施行規則

平成17年2月23日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合げんき館ペトル条例（平成15年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 西いぶり広域連合げんき館ペトル（以下「施設」という。）の開館時間は、午後1時から午後8時までとする。ただし、条例第3条第4項の規定により指定を受けた指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、専用利用の場合であつて、施設の有効な活用に資すると認めるときは、午前10時から開館することができる。

2 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、第1号に定める日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは開館することとし、この場合においてその日後の土曜日、日曜日及び休日を除く最も近い開館日を休館日とする。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) ごみ処理施設からの余熱提供ができない日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の管理運営上必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は休館日を別に設けることができる。

(利用時間の制限)

第3条 土曜日、日曜日及び休日における施設の専用利用の利用時間は、前条第1項ただし書の規定により午前10時から開館する場合における午前10時から正午までとする。ただし、指定管理者が施設の有効な活用に資すると認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により施設の専用利用の許可を受けようとする者は、利用日の2箇月前から8日前までに指定管理者が別に定める専用利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 条例第5条第1項の規定により施設の個人利用の許可を受けようとする者は、利用日当日、指定管理者に申し出なければならない。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、前条第1項の利用を許可したときは、指定管理者が別に定め

る専用利用許可書を申請者に交付する。

- 2 指定管理者は、前条第2項の利用を許可したときは、指定管理者が別に定める利用券を申請者に交付する。

(許可の変更及び取消し)

第6条 施設の専用利用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更し、又は取消しを受けようとするときは、指定管理者が別に定める利用変更・取消願を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第7条 条例第7条第1項の規定による利用料金は、前納とし、指定管理者が指定する日までに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、後納とすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により利用料金を後納しようとする者は、指定管理者が定める方法により申し出て、承認を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定による利用料金の還付の事由のうち、同条第2号に規定するその他広域連合長において特別の理由があると認めたときは、第4条第1項に規定する利用許可の申請期限の前日までに、指定管理者に対して第6条に規定する利用変更・取消願を提出した場合において、施設の利用状況及び利用形態を考慮して施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当を認めるときとする。

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が定める方法により申請しなければならない。

(特別設備の承認等)

第9条 条例第9条の規定により特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更しようとする者は、第4条の利用の申請の際に、指定管理者に申し出なければならない。

(利用者の守る事項)

第10条 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 施設内に危険物及び動物を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 施設の利用条件を守ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる事項を守らない利用者に対して、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(広域連合による管理)

第11条 条例第17条第1項の規定により広域連合が施設の管理を行う場合(以下

「広域連合管理の場合」という。)において、第2条第1項中「条例第3条第4項の規定により指定を受けた指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあり、第2条第3項、第4条から第7条まで及び第8条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

- 2 広域連合管理の場合において、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替え、同条第1項中「条例第7条第1項の規定による利用料金」とあるのは「条例第17条第2項の規定による使用料」と読み替え、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替え、第8条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式がある場合は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。